

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
北海道	北海道の道及び道内市町村の「省エネルギー・新エネルギー関連助成制度」については下記 URL をご参照ください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene/jhoseiseidoichiran.htm							
岩手県	久慈市	自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金	補助金	①、②のいずれにも該当する者。 ①久慈市税を滞納していない者。 ②次の各号のいずれかに該当する者。 ※ただし、過去にこの告示による補助金の交付を受けた者に対しては、補助金を交付しない。 (1) 市内に住所を有する者で、自らが居住しようとする市内の施設等に自家消費を前提として太陽光発電システムを設置しようとするもの (2) 市内に住所を有する者で、自らが居住する目的で太陽光発電システムが設置された市内の施設等を購入しようとするもの (3) 市内に事業所の用に供する施設等を有する者で、当該施設等に自家消費を前提として太陽光発電システムを設置しようとするもの (4) 市内に本店、支店、営業所等を有し、市内に所在する施設等においてオンサイト PPA モデル事業を実施しようとする発電事業者	1万円/1kW(上限:50kW未滿)	R3年度	※詳細は交付要綱を確認願います。 https://www.city.kuji.iwate.jp/kurashi/kankyo/saise/solarsystem_hojo.html	久慈市企業立地港湾課 0194-52-2369
岩手県	葛巻町	エコ・エネ総合対策事業費補助金	補助金	町内に住所がある個人または団体もしくは法人	【太陽光発電設備】 ・設置する設備が未使用なものであること ・10kW未滿の太陽光発電設備が対象 ・1kWあたり3万円(上限15万円) 【太陽熱利用設備】 ・設置する設備が未使用なものであること ・自然循環型太陽熱利用温水器:3万円 ・強制循環型ソーラーシステム:5万円	R3.4.1 ~ R4.3.31	https://www.town.kuzuaki.iwate.jp/docs/2015111900178/	町民課環境対策室 019-692-6404
岩手県	軽米町	軽米町ゼロカーボン推進事業	補助金	①町内に住所を有する個人、法人 ②町税に滞納がないこと ③町内事業者と契約を締結し、設置された未使用の設備であること ④当該年度の設置であること ⑤最大出力が10kW未滿であること ⑥1世帯または団体につき一件まで	出力1kWにつき2万円(10万円上限)	令和3年4月1日から令和4年3月31日	http://www.town.karumi.iwate.jp	再生可能エネルギー推進室 0195-46-2115

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
宮城県 県	みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業(再エネ等設備導入事業)	補助金	太陽光発電システム： ・県内に事業所を有する法人、団体及び個人事業者 ・規模要件 県内の事業所に1地点あたりの出力10kW以上。ただし、同時に施工する1件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が10kW以上で、かつ1地点当たりの平均出力が4kW以上。 太陽熱利用システム： 対象者：県内に事業所を有する法人・団体及び個人事業者 規模要件 県内の事業所に集熱器総面積10㎡以上	補助率： ・一般枠 自家消費する場合は1/3以内 蓄電池を併設する場合は蓄電池1/3以内 ・エネルギー自立促進枠(ZEB, RE100, SBT) 1/2以内(蓄電池を併設する場合も含む) 限度額： ・一般枠 500万円 ただし、蓄電池を併設する場合は、蓄電池に対し500万円 ・エネルギー自立促進枠(ZEB, RE100, SBT) 2,000万円 【補助率】1/2以内 【限度額】2,000万	2021年3月30日～2021年5月31日	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/r3miyagico2.html	環境生活部 環境政策課 環境産業振興班 022(211)2664
宮城県	仙台市 省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入支援補助金	補助金	市内に事業所等を有している中小事業者、医療法人又は社会福祉法人(ただし、仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく温室効果ガス削減アクションプログラムへの参加を条件とする。)	【補助金額】 補助対象経費の1/5 【限度額】 100万円	令和3年4月1日～ 令和3年12月24日	https://www.city.sendai.jp/ondanka/jigyosha/actionprogram/hojokin/etsubi.html	環境局環境部 地球温暖化対策推進課推進係
宮城県	女川町 女川町太陽光発電システム設置補助事業	補助金	女川町の事業所に新たに太陽光発電システムを設置したもの	1kW当たり3.5万円 上限50万円	平成23年度～	http://www.town.onaga.wa.miyagi.jp/05_05_00_04.html	町民生活課環境係 0225(54)3131 内線163・164・165
埼玉県	県 【令和3年度】埼玉県事業者向けCO ₂ 排出削減設備導入補助金	補助金	県内で大規模事業所以外の事業所を所有又は使用し、対象事業所内で補助対象設備を所有する大企業以外の者	○省エネ設備導入事業 補助率：補助対象経費の1/3 上限額：500万円	令和3年4月26日～6月4日(終了しました)	埼玉県	温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当 048-830-3021

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県 熊谷市	熊谷市再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金	補助金	<p>1.市内の事業所に令和元年度に未使用の太陽光発電システムを設置した者であること。</p> <p>2.補助対象となる太陽光発電システムを設置した事業所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。</p> <p>3.補助対象となる太陽光発電システムを設置する事業所に、建築基準法及び都市計画法等の違反がないこと。</p> <p>4.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団と関係を有していないものであること。</p> <p>5.太陽光発電システムを設置した事業所等に、過去に市からの補助金を受けた同じ種類の設備がないこと。</p> <p>6.補助金の申請時において、市税の滞納がないこと。</p> <p>7.補助対象となる太陽光発電システムを設置後、法定耐用年数(17年)以上使用すること。</p> <p>8.市が協力を求めた場合、太陽光発電システムの発電状況等のデータを提供できること。</p>	1kW 当たり 20,000 円 × 太陽電池モジュールの(JIS)公称最大出力値(上限額:10万円)※小数点以下第2位まで算出し、第3位以下切り捨て	令和3年4月1日から令和4年3月31日 ※予算額に達した場合は、受付を終了。 ※「まち元気」熊谷市商品券で交付	熊谷市	環境政策課 環境政策係 電話:048-536-1547 (直通) FAX:048-536-2009
埼玉県 所沢市	<p>①令和3年度スマートハウス化推進補助金(事業者用)</p> <p>②令和3年度スマートハウス化推進補助金(自治会用)</p>	補助金	<p>①</p> <p>1.自らが事業を営み、又は活動する市内の事業所等において補助対象事業を実施する個人又は法人</p> <p>2.埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条の適用を受けない者</p> <p>3.補助金の申請時、実績報告時に市税の滞納がない者</p> <p>4.同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない者</p> <p>5.個人にあつては、実績報告時に本市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>②</p> <p>1.市内の地域集会施設又は共同住宅(分譲)の共用部に 補助対象事業を実施する自治会・町内会及びマンション管理組合</p> <p>2.同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていないもの</p>	<p>①</p> <p>○余剰売電型太陽光発電システム(EMS又は蓄電池を設置されているもの) 補助対象経費の1/10(上限額200万円)</p> <p>○自家消費型太陽光発電システム(EMS又は蓄電池を設置されているもの) 補助対象経費の1/5(上限額200万円)</p> <p>○営農型太陽光発電システム 補助対象経費の1/5(上限額200万円)</p> <p>②</p> <p>○太陽光発電システム 補助対象経費の1/5(上限額100万円)</p> <p>●太陽熱利用システム 補助対象経費1/5(上限金額100万円)</p>	令和3年4月1日(木曜)～令和4年2月28日(月曜) ※予算額に達した場合は受付終了	<p>所沢市(事業者用)</p> <p>所沢市(自治会用)</p>	まちごとエコタウン推進課 電話:04-2998-9133 FAX:04-2998-9394

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	本庄市	本庄市事業所用エネルギーシステム導入事業補助金	補助金	市内に事業所を有する法人その他の団体および個人事業者 (実績報告書の提出までに事業所を有する場合も可)	○エネルギーシステム 補助率:補助対象経費の1/6 上限額:100万円 ○エネルギー管理システム(省エネルギーシステムと同時に導入する場合のみ) 補助率:補助対象経費の1/6 上限額:20万円	令和3年4月1日から予算額に達するまで		環境推進課 エコタウン推進係 0495-25-1249
埼玉県	越谷市	越谷市事業者向け太陽光発電設備等設置費補助金	補助金	(1)市内に本店登記を有する法人事業者又は市内に住所を有し、かつ事業所を有する事業者 (2)自ら対象設備を購入し、事業の用に供する建築物又はその敷地内に太陽光発電設備を設置する事業者 (3)市税等の滞納がないこと (4)対象設備を設置する建築物の敷地及び建築物等に法令違反がないこと (5)太陽光発電設備の設置を必須とし、蓄電池のみの設置ではないこと	○太陽光 2万円/kW (上限20万円) ○リチウムイオン蓄電池 5万円/件	前期:令和3年5月10日(月)から令和3年5月21日(金) 後期:令和3年10月25日(月)から令和3年11月5日(金)	越谷市	環境経済部 環境政策課 電話:048-963-9183 ファクス:048-963-9175
埼玉県	戸田市	戸田市環境配慮型システム等設置費補助	補助金	(1)既築の事業所(社宅を含む)を所有する者で当該事業所にシステムを設置するもの (2)事業所を新築し、又は取得する者で当該事業所にシステムを設置するもの (3)既築の賃貸集合住宅を所有し、又は取得する者で当該賃貸集合住宅にシステムを設置するもの (4)区分所有法第1条に規定する区分所有権を有する住宅を管理する区分所有者の団体が当該住宅にシステムを設置するもの	○太陽光発電システム 3万円/kW (市内事業者施工の場合3万5千円/kW) 上限額60万円 (市内事業者施工の場合70万円)	令和3年4月2日~令和4年1月31日	戸田市	環境課 048-441-1800
新潟県		新潟県の県及び県内市町村の「新エネルギー等設備・太陽光発電設備の導入に関する支援制度」については下記 URL をご参照ください。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sogyosuishin/1215972060989.html						

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
富山県	中小企業環境施設整備資金融資制度	融資	県内において、太陽熱利用施設を整備する中小企業者	融資限度額 個別:3,000万円 団体:5,000万円 利率:年 1.15%以内 償還期限 個別:7年以内、団体 10年以内(うち据置期間 1年以内) 償還方法:元金均等月賦償還	H18.4.1~	https://www.pref.toyama.jp/1705/kurashi/kankyoushizen/kankyou/kj00006264.html	環境政策課 076-444-3141
	新成長産業育成支援資金融資制度	融資	再生可能エネルギー・資源有効活用に係る装置・部品等の製造業を営む中小企業者	資金用途:設備(運転) ※運転資金のみの利用は不可 融資限度額:10,000万円(うち運転 1,000万円) 融資利率:年 1.10%以内 償還期限(うち据置期間):設備 10年以内(1年以内)運転 5年以内(1年以内)	H24.4.1~	https://www.pref.toyama.jp/1300/sangyou/shoukougoukousetsu/shoukougou/kj00012293/kj00012293-007-01.html	経営支援課 076-444-3248
	脱炭素社会推進資金融資制度再生可能エネルギー利用促進枠	融資	再生可能エネルギー(太陽光)を利用した発電設備の導入を行う中小企業者	資金用途:設備(運転) ※運転資金のみの利用は不可 融資限度額:10,000万円(うち運転 1,000万円) 融資利率:年 1.15%以内 ※太陽光発電設備は年 1.30%以内 償還期限(うち据置期間):設備 10年以内(1年以内)運転 5年以内(1年以内)	H24.10.1~	https://www.pref.toyama.jp/1300/sangyou/shoukougoukousetsu/shoukougou/kj00012293/kj00012293-008-01.html	経営支援課 076-444-3248
石川県	石川県地球温暖化対策支援融資制度	融資	1年以上県内に事業所を有し、県税の滞納がない中小企業者及びその団体で、県の指定する環境マネジメントシステムに取り組んでいるもの	限度額:5,000万円 利率:1.60%(付保の場合は 1.2%以内) 期間:10年以内(うち据置 2年以内)	R3.4.1~ R4.3.31	信用保証・担保・保証人については、取扱金融機関所定の扱いによります。 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/annai_ka/yushi_on/index.html	生活環境部 環境政策課 076(225)1463

実施自治体		制度名称	制度の概要		実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
			方法	対象				補助金額・限度額 (償還方法・利率等)
石川県	県	石川県再生可能エネルギー導入支援融資制度	融資	県内に事業所を有するものであって、次のいずれかに該当するもの ①中小企業者または中小企業者を構成員とする組合 ②農地所有適格法人または土地改良区	【限度額】 2億円(うち運転資金2,000万円以内)エネルギー対策保証を利用する場合は、運転資金に利用できません 【利率】 1.6%以内(付保の場合は1.2%以内)期間が10年超の場合は、変動金利1.75%以内(付保の場合は1.35%以内) 【期間】 ○設備資金10年以内(うち措置2年以内、固定金利)15年以内(うち措置2年以内、変動金利)エネルギー対策保証を利用する場合は、10年以内(うち措置期間1年以内) ○運転資金7年以内(うち措置1年以内)	R3.4.1～ R4.3.31	担保、信用保証については取扱金融機関所定の扱いによります。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kikaku/energy/yyuushi/index.html	企画振興部企画課 エネルギー対策室 076(225)1326
石川県	金沢市	金沢市地球温暖化対策資金融資制度	低利固定金利融資	市内の中小企業者が、地球温暖化の防止に資する施設の整備等を行う場合(対象となる事業のひとつに「太陽光発電施設、太陽熱利用施設の整備」が含まれる。)	限度額:2,000万円以内 利率:1.4% 元金均等償還期間:10年以内	R3.4.1～ R4.3.31	http://www4.city.kanazawa.lg.jp/25001/seisaku/jyosei_yushi/yyuushiseido.html	環境局 環境政策課 076(220)2507
石川県	小松市	小松市環境保全施設整備資金融資制度	融資	市内の中小企業者若しくは中小企業者を構成する組合が地球温暖化防止対策施設の設置若しくは改善に要する経費(対象となる事業のひとつに太陽光発電設備の導入が含まれる。)	融資額 500万円以内(組合は1,000万円以内) 融資期間 5年以内(据置期間6ヵ月以内) 融資利率 年1.70%償還方法 元金均等月割	R3.4.1～ R4.3.31	https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/ecology_suishin/kankyoku/6/2121.html	環境未来部 環境推進課 0761(24)8067

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
山梨県	南アルプス市	南アルプス市エコライフ促進補助金	補助金	●事務所用 対策機器を市内の事務所などに設置した場合。市税に未納がない法人。個人事業者の場合は本人と同一世帯員に市税の未納がないこと ※新規に定置用リチウムイオン電池を設置した場合のみ。(既に太陽光発電システムを導入している、又は同時に設置の場合のみ。)	事務所用 蓄電池のみ:3万円	R2.4.1～ (要綱改正)	(条件) ・未使用 リースは対象外 ・設置完了後3ヶ月以内の申請 ・発電量データ等のアンケート協力 http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/kurasu/kankyou/ondanka-taisaku/solar-energy-system.html	環境課 環境保全・自然エネルギー担当 055(282)6097
長野県	県	令和3年度地域主導型自然エネルギー創出支援事業	補助金交付	1 地域主導型自然エネルギー推進事業 (1)市町村や地域のNPO、中小企業等が行う地域主導型の熱供給・熱利用事業 (2)上記取組に要する次に掲げる経費(熱供給・熱利用事業に係るものに限る。) ①可能性調査・計画策定・設計 ②機器設備導入 2 地域づくり協議会支援事業 市町村の地域づくり協議会の開催に要する経費(協議会開催、調査、報告書作成)	1. 地域主導型自然エネルギー推進事業 2 分の1以内、上限500万円 ただし、民間団体が行うハード事業は、3分の1以内とする。 市町村地域防災計画において地域の防災拠点に位置付けられた施設の防災機能に資することを目的とするハード事業は、補助率2分の1以内、上限750万円とする。 2. 地域づくり協議会支援事業 2分の1以内、上限100万円	H25～	http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/tiikisyudou.html	環境部環境政策課 ゼロカーボン推進室 TEL026-235-7179 FAX026-235-7491
長野県	佐久市	太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金	補助金交付	①自己の所有に属する建物に設置しようとする者。 ②他人の所有に属する建物に居住し、又は事務所、事業所等を置く者で、当該建物に設置しようとする者。ただし、事前に当該建物の所有者から承諾を得ることが必要。	新築(完成後1年未満の建物に設置):1kWあたり1万円。上限金額10万円。 既築(完成後1年以上経過した建物に設置):1kWあたり3万円。上限金額20万円。 蓄電システム:実支出額に対し10万円限度で交付。	R3～	・対象設備により発電した電気の一部又は全部を自家消費しようとする者。 ・市税等の滞納が無いこと。	環境部 環境政策課 0267(62)2917
長野県	上田市	上田市地球温暖化対策設備設置費補助金	補助金交付	市内の事業所等に対策設備を設置しようとする市内の中小企業者	1kW 当たり 15 千円 (上限 10kW) 限度額 150 千円	R3～		生活環境部 生活環境課 0268-71-6428
		上田市地球温暖化対策設備設置費補助金(定置型蓄電システム)	補助金交付	市内の事業所等に対策設備を設置しようとする市内の中小企業者	定置型蓄電システムの設置に要する経費の10分の1以内。 限度額 60 千円	R3～	国が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業の対象商品として登録された蓄電システムであること。	生活環境部 生活環境課 0268-71-6428

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
長野県	諏訪市	再生可能エネルギー等導入設置補助金区分:③再生可能エネルギー利用システム※	補助金交付	(1)市税を滞納していない者 (2)市内に再生可能エネルギー利用システムを設置しようとする者 (3)補助金の交付の申請をする年度内に再生可能エネルギー利用システムの設置完了できる者 (4)国又は長野県の再生可能エネルギー利用システムの設置に係る補助金の交付を受けた者 (5)システムの設置を予定している建物又は土地の固定資産税に未納がないこと (6)同一エネルギー源のシステム設置について、過去に市から補助金の交付を受けていない (7)システムを設置する予定の場所に、過去に市から補助金の交付を受けて設置された同一のエネルギー源のシステムがない (8)事前着工していないこと	国又は長野県が交付決定をした補助金の額の10%に当たる額とする。限度額30万円 又は 国若しくは長野県の補助事業の対象外経費の全額のどちらか低い方	H26～	再生可能エネルギー利用システムとは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱(地熱及び太陽熱を除く)、バイオマス(化石燃料を除く)	市民環境部 環境課環境保全係 0266-52-4141 内線 215
長野県	飯田市	飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金	補助金交付	太陽光発電設備を、飯田市内に存する建物の屋根等当該設備の設置に適した場所に設置し、かつ、当該設備について系統連系を行った者 但し、過去に同様の趣旨の補助金を交付された者及び納付すべき市税を納付していない者は対象外	1kW当たり1万円 上限8万円 ※蓄電システムと同時申請の場合上限10万円	R3.4.19～ R4.3.31 ※単年度単位での受付		市民協働環境部 環境モデル都市推進課 0265(22)4511 内線 3474
		飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金	補助金交付	(1)蓄電システムを、飯田市の区域内にある建物に設置した者 (2)電力会社と系統連系契約された太陽光発電設備が設置され、かつその設備で発電された電気を蓄電するシステムであること (3)国が行うZEH支援事業の対象製品として登録された蓄電システムであること 但し、過去に同様の趣旨の補助金等を交付された者及び納付すべき市税を納付していない者は対象外	蓄電システムの設置に要した費用の総額の3分の1 上限10万円	R3.4.19～ R4.3.31 ※単年度単位での受付	蓄電システム	市民協働環境部 環境モデル都市推進課 0265(22)4511 内線 3474
長野県	高森町	高森町太陽光発電システム設置補助金	補助金交付	自ら所有し、事業用に供する建築物で対象システムを設置しようとする者	1kWあたり2万円 限度額10万円	H22～	・全量買取制度を選択する場合、対象外・電気事業の用に供されるものを除く	環境水道課 環境係 0265(35)9409

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
長野県	豊丘村	豊丘村太陽光発電システム・蓄電システム設置補助金交付事業	補助金交付	村内企業等の屋根その他対象システムの設置に適した場所へ太陽光発電システムを設置し、かつ電力会社との系統連携を行い、村税を滞納がしていないもの	【太陽光発電システム】 1kW 当たり 4 万円 限度額 20 万円 【蓄電システム】 蓄電システムの設置に要した費用の総額の 3 分の 1 上限 10 万円 但し、太陽光発電システムと同時申請の場合は上限 15 万円	H24～ R2～		環境課 環境係 0265(35)9057
岐阜県	岐阜市	岐阜市中小企業融資信用保証料補填事業	信用保証料補填	省エネルギー機械、新エネルギー利用機械や産業廃棄物排出抑制機械の導入等、地球環境の保全・改善を図ること等を目的に、岐阜市中小企業融資を利用した場合、信用保証料率の一部を補填	信用保証料率: 年 0.45%から 1.9%のうち、 年 0.35%から 1.20%を 補填			商工課 058-214-2358
岐阜県	高山市	企業立地補助金	補助金交付	市内に新たに立地する企業に対する支援(①②③又は①④の組み合わせ) H28 から対象事業に「新エネルギー供給業」を追加 ①新規市民常雇用に対する助成 ②固定資産税・都市計画税相当額を助成 ③初期投資に対する助成 ④事務所等の借上げに対する助成	①投資額 3000 万円以上 20 万円×新規市民常雇用者数×5 年間 ②投資額 3000 万円以上 10 年間 ③投資額 3000 万円以上 10%以内(木質バイオマスに限る) ④年間借上料 240 万円以上 1/2 以内 5 年間			商工労政部雇用・産業創出課 0577-35-3182
岐阜県	飛騨市	再生可能エネルギー発電事業助成金	補助金交付	略称「エネルギー供給構造高度化法」施行令第 4 条に定める再生可能エネルギー源による発電事業で、操業開始前 5 年以内に事業を営むために取得した投下固定資産の合計額が 1 億円以上かつ 5 人以上の常時雇用従業員を雇用し、市長が指定した事業に対して助成	【助成額】 投下固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額の 2 分の 1 以内 【交付期間】 操業開始後、固定資産税を初めて賦課された年度から 3 年			企画部総合政策課 0577-73-6558
岐阜県	御嵩町	御嵩町新エネルギーシステム普及支援事業補助金	補助金交付	・地球温暖化対策として、また、災害に強いまちづくりの推進のため、災害時に地域でお互いに支え合う「共助」を約束したうえで、自ら居住する町内住宅、事業所に太陽光発電システムを設置する者への補助	①住宅用太陽光発電システム: 2 万円/kW 上限 10 万円 ②事業所用太陽光発電システム: 2 万円/kW 上限 10 万円			環境モデル都市推進室 0574-67-2111(2242)

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
静岡県	県	新エネ・省エネ設備等導入促進資金	融資	原則として県内で1年以上継続して事業を営んでいる個人事業者、会社、組合を対象とし、新エネ・省エネ設備等を導入する場合、融資利率が優遇される。 ※太陽光発電設備、地熱発電設備、風力発電設備、太陽熱利用設備、水力発電設備、天然ガスコージェネレーション、バイオマス発電設備、バイオマス熱利用設備のいずれかを含む場合は、新エネ設備特別型としてさらに融資利率が優遇される。	融資利率 1.6% (融資限度額 1 億円) ※新エネ設備特別型の場合 融資利率 1.4% (融資限度額 1 億円、ただし天然ガスコージェネレーション導入の場合は 3 億円)	R3.4.1～ R4.3.31 (受付期間)		経済産業部 商工業局 商工金融課 054-221-2513 経済産業部 産業革新局 エネルギー政策課 054-221-2949
静岡県	浜松市	事業者向けエネルギー自立分散型設備導入支援事業	補助金	市内の事業者の事業所における創エネ・省エネ・蓄エネ設備の導入を促進し、エネルギーの効率的な利用、災害時のエネルギー確保及び環境負荷軽減を実現するため、事業所に補助対象となるシステム(以下「対象システム」という。)を導入する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付。 ◆補助対象設備 ・太陽光① ・蓄電池② ※両方を新たに設置しなければならないが、既にいずれかの対象システムが設置されている場合は、未設置の対象システムのみを設置も補助対象とする。	①6,000 円/kW (上限 10 万円) ②15,000 円/kWh (上限 20 万円)	R3.4.15～ R4.1.31 ※受付合計額が予算の上限に達した時点で終了		産業部 エネルギー政策課 053-457-2502
静岡県	富士市	富士市中小企業者再生可能エネルギー普及推進事業費補助金	補助金	【補助対象事業】 市内の中小企業者が、第三者所有モデル(オンサイト PPA)にて太陽光発電設備を導入する事業。 【補助対象者】 第三者所有モデル(オンサイト PPA)サービス提供事業者。 (直接、設備を導入した中小企業者に交付する制度ではありません) 【対象条件】 契約した市内中小企業者に対して補助金額と同額を契約料金から割り引くこと。	1kWh あたり 5,000 円を乗じた額。 (上限 50 万円)	R3.4.1～ R4.3.31		環境総務課 0545-55-2902

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
静岡県	藤枝市	藤枝市設備投資資金 利子補給金	融資	市内に店舗・工場又は事業所を有し、かつ同一事業を1年以上営む法人又は個人であつて県の新エネ・省エネ設備等導入促進資金を借り受けた者を対象とし、資金を借り入れた日から2年以内で利子補給を行う。本年度の補給対象は R3.1.1～R3.12.31 の利子支払額とする	利子補給金計算式： 補給金の額＝年間利子補給額×(設備投資額／借入総額)×(1/借入利率×100) ※設備投資相当額は2,000万円を上限とする。 ※借入利率が1.25%に満たない場合は、当該利率は1.25%とする。	対象期間 R3.1.1～ R3.12.31 申請期間 R4.1.14～ R4.1.25		産業振興部 産業政策課 054-643-3165
静岡県	袋井市	袋井市新エネルギー 機器導入促進奨励金	補助金	太陽光発電システムを購入し、電力会社と契約(余剰電力買取の場合のみ対象)を締結した事業者で、市内に住所を有し、市税を滞納していない事業者。	機器購入に要した費用の2分の1以内 1kW当たり1万円 上限4万円	R3.4.1～ R4.3.31 ※予算の範囲内		産業環境部 環境政策課 0538-44-3135
静岡県	裾野市	裾野市新エネルギー 機器設置事業補助金	補助金	・市内に事業所を有する又は事業所を有する予定の事業者で、市内に存する自己の事業の用に供する建物に新エネルギー機器を設置するもの ・市税の滞納がない者 【太陽熱高度利用システムの場合】 未使用品であり、未設置(建て売り住宅を除く。)であること。 生み出された熱が当該建物の用に供する部分で給湯等に使用されること。 対象機器について、過去に市の補助金の交付を受けていないこと。	太陽熱高度利用システム:3万円	R3.4.1～ R4.3.31 ※予算に達し次第終了		生活環境課 055-995-1816
愛知県	名古屋市	名古屋市環境保全・省 エネルギー設備資金 融資	利子補助	名古屋市内で地球温暖化防止等のためのエネルギー対策を実施する中小企業	支払済みの利子につき、半額を補助(融資限度額5,000万円、返済7年、利率1.3%)	通年	http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-20-1-0-0-0-0-0.html	環境局 大気環境対策課
愛知県	岡崎市	岡崎市環境対策資金 融資あっせん・利子補給補助制度	融資あっせん 利子補助金	・すでに県内に事業所があること ・愛知県信用保証協会の信用保証対象資格(業種等)を有している中小企業 ・市民税等を完納していること ・岡崎市環境対策資金の借入者であること	・当該融資期間に支払う利子相当額(ただし、太陽光発電事業など一部事業については、利子相当額の80%)	返済期間 7 年以内	R3年度は新規受付未 実施	環境政策課

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
滋賀県 県	省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金(滋賀県産業支援プラザ)(新規)	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の事業所等において、以下の省エネルギー・再生可能エネルギー等の設備を導入する事業であって、補助対象経費の総額が60万円以上となる事業(なお、再生可能エネルギー等設備について、市町から福祉避難所として指定された施設は、補助金の額等について優遇する。) ○省エネルギー設備 ・エネルギー管理士等による省エネ診断において助言・提案を受けた省エネにつながる設備の整備で、以下のいずれかの要件を満たすこと (1)対象事業所全体の前年度エネルギー使用量に比べて5%以上の削減が見込まれること (2)対象事業所全体で100GJ※以上のエネルギー使用量の削減が見込まれること ○再生可能エネルギー等設備 ・発電設備:太陽光(3kWh以上の蓄電池(車載用を含む。))併設または省エネ設備の更新と同時) ・熱利用設備:太陽熱、バイオマス熱、地中熱、下水熱、その他熱利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー設備 ・補助率:1/3以内 ・限度額:1,000千円(事業効果による制限あり) ○再生可能エネルギー等設備 ・補助率:1/3以内 ・限度額:1,500千円(対象設備による、福祉避難所は嵩上げ有り) 	令和3年6月29日～7月30日/9月30日	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/311293.html	CO ₂ ネットゼロ推進課
滋賀県 長浜市	太陽光発電システム等設置促進事業	補助金	住宅等に太陽光発電設備または蓄電池を新たに設置する事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・補助額: 太陽光発電 1kWあたり20千円(限度額:60千円) 定置式蓄電池 1kWhあたり20千円(限度額:100千円) ・補助予定件数: 太陽光100件、定置式蓄電池100件 ・予算額:1600千円 	申請期間:令和2年4月1日～令和4年2月28日(事業着工前に) 報告期間:事業完了後60日以内または令和4年3月31日(いずれか早い日)	https://www.city.nagahama.lg.jp/0000009846.html	環境保全課 (0749-65-6513)

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
大阪府 堺市	堺市スマートハウス化 支援事業補助金(集合 住宅の共用部分、集會 所又は地域会館) (ゼロエネ住宅普及促 進事業)	補助	市税を滞納していない者で、以下のいずれかに該当する者 ・市内の集會所又は地域会館に太陽光発電システムと複合設置要件となる設備を導入し使用する者 ・市内の集合住宅に燃料電池システムもしくは蓄電システム・V2Hシステムのどちらか一方を導入し使用する者 ・対象設備がリースの場合は、所有する蓄電システムを使用者が居住する市内の戸建住宅に設置し、貸与する者。 補助対象設備は、引渡日又は領収日・保証開始日・出荷日が2021.2.1～2022.1.31であること。 複合設置の要件となる設備 ①燃料電池システム②蓄電システム又はV2Hシステム の一方を選択 ③エネルギー計測装置(補助対象外) ※集會所又は地域会館に燃料電池システムを導入する場合は、自立運転機能付きであること。 ※堺市 ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)支援事業補助金との併用は不可	○太陽光発電システム: 1kW(kW表示で小数点以下三桁目を切り捨て)あたり2万円又は補助対象経費の1/5の低い方(上限8万円) ○燃料電池システム:補助対象経費の1/5(上限4万円) ○蓄電システム:補助対象経費の1/5(上限4万円) ○V2Hシステム:補助対象経費の1/5(上限4万円) ※補助対象経費は購入及び設置に要する費用とする。 ※蓄電システムとV2Hシステムの併用は不可。 ※千円未満の端数は切り捨て。	R3.6.18(予定)～ R4.2.15(必着)	http://www.city.sakai.jp/kurashi/gomi/ondanka/smarthouse/sumart-house/index.html	環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課 072-228-7548
	事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金	補助	市内事業所のうち、事業所全体における申請前直近1年間のエネルギー使用量が、自動車のエネルギー使用量を除いて、原油換算で1,500kL未満であり、省エネルギー診断を受けている事業所及びリース事業者。ただし、風俗営業等は除く。 以下に掲げる未使用の補助対象設備を1種類以上導入し、対象事業所全体でエネルギー使用量又は温室効果ガス排出量又は最大需要電力を、1%以上又は1t-CO2以上又は1%以上削減する事業が対象。 ○補助対象設備①産業用モータ(インバータ制御型空気圧縮機など)、②高性能ボイラ、③業務用給湯器、④変圧器、⑤冷凍冷蔵庫(冷凍機を含む)、⑥業務用燃料電池、⑦産業ヒートポンプ、⑧低炭素工業炉、⑨定置式蓄電池、⑩未利用エネルギーを活用するシステム(太陽熱、地中熱など)	補助限度額: (1)事業所全体のエネルギー使用量又は温室効果ガス排出量又は最大需要電力を5%以上又は5t-CO2以上又は5%以上削減する事業:100万円 (2)事業所全体のエネルギー使用量又は温室効果ガス排出量又は最大需要電力を1%以上又は1t-CO2以上又は1%以上削減する事業:50万円 補助率:補助対象経費(設備費)の1/3以内。 ※国等の補助制度と併用可。	R3.5.17～ R3.12.10	https://www.city.sakai.jp/kurashi/gomi/ondanka/shoene/df_filename_syouenasetubihozyo.html	

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
大阪府	池田市	太陽光発電システム設置費補助金	補助	<ul style="list-style-type: none"> 市内の自ら所有する非住宅(店舗、事務所、工場、賃貸集合住宅、分譲集合住宅の共用部分や土地等)に太陽光発電システムを設置した個人、法人等、または太陽光発電システムが設置された当該非住宅を購入した個人、法人等であること 発電システムは未使用品であり自作でないこと 市税を滞納していないこと 過去に非住宅太陽光発電システムに係る池田市の補助金交付を受けていないこと 	2万円/kW(上限20万円)	R3.4.1～ R4.3.25	https://www.city.ikedai.osaka.jp/soshiki/simins-eikatsu/kankyoseisaku/teitanso/hojoseidoannai/1415929788510.html	市民活力部 環境政策課 072-754-6242
大阪府	高槻市	民間事業者省エネルギー設備導入事業補助金	補助	<ol style="list-style-type: none"> 市内に事業所(事務所)を有する、中小企業基本法第2条第1項各号に定める中小企業者等 高槻市税について滞納のない事業者 法人税及び消費税について滞納のない事業者 過去にこの補助金の交付を受けたことがない事業者 対象となる設備等 <ol style="list-style-type: none"> 高効率ボイラー・排熱回収装置等で省エネルギー効果の高いもの 高効率空調設備・LED照明等で省エネルギー効果の高いもの 高反射率塗装・窓用日射遮蔽フィルム等の空調負荷低減等技術で省エネルギー効果の高いもの 太陽光発電等の自然エネルギー設備で、設置された事業所又は事務所での自家消費による省エネルギー化を主目的とするもの 	設置費等の1/3 (上限100万円)	令和3年6月30日まで	http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/shimin/kankyo/gyomuannai/hojoseido/1496793850627.html	市民生活環境部 環境政策課 072-674-7486

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
大阪府	茨木市	省エネ・省 CO2 設備導入事業補助制度	補助	<p>・市内に事業所を有する、中小企業基本法第 2 条第 1 項に定める会社</p> <p>・過去 5 年以内に、「茨木市地球温暖化防止設備導入事業補助金」又は本補助金の交付を受けていない会社</p> <p>・過去 5 年以内に、「茨木市地球温暖化防止設備導入事業補助金」又は本補助金の交付を受けた事業を実施していない事業所で実施するものであること</p> <p>・過去に補助金を受けた会社や別の会社であっても過去に補助金を受けて設備の改修等を実施した事業所等で再度設備の改修を行う場合は対象外</p> <p>・個人事業主、社会福祉法人や医療法人などの会社以外の法人は対象外</p> <p>・国、地方公共団体、公団及び独立行政法人等の公的法人が出資している法人は対象外</p> <p>・大企業者が当該中小企業者の発行済株式もしくは出資金の 2 分の 1 以上を単独に所有し、または出資している場合は対象外</p> <p>補助対象設備</p> <p>○新エネルギー利用設備</p> <p>・太陽光発電、バイオマス発電、太陽熱やバイオマス熱などを利用した設備等</p> <p>○省エネルギー改修</p> <p>・LED 照明・高効率空調設備・地中熱利用などの省エネルギー設備への改修</p> <p>・窓の二重化、床・壁・天井・屋根の断熱化(遮熱フィルムや遮熱塗料の使用含む)</p>	太陽光: 1.25 万円/kW その他: 補助対象経費の 1/3 (上限 300 万円)	R3.4.16～ R3.12.24	https://www.city.ibaraki.osaka.jp/jigyousya/gom/i/47154.html	産業環境部 環境政策課 072-620-1644
和歌山県	有田川町	太陽熱利用設備導入補助金	補助金	<p>1.町内に設備を設置しようとする個人又は事業者</p> <p>2.町内に設備を設置した住宅を購入しようとする個人又は町内に設備を設置した事業所を設けようとするもの</p> <p>3.個人においては申請者及び同居する家族が、事業者においては事業所および代表者に町税に未納がないもの</p> <p>太陽熱を給湯又は空調等に利用する設備。ただし、サンルーム、ビニールハウス等は除く。一般に販売されている品物で未使用品であること。日常のかつ年間を通して有効活用できること。</p>	設備導入に掛かる費用の 3 分の 1 以内、限度額は 100,000 円です。 ただし、貯湯槽を屋上に設置する自然循環式の太陽熱温水器については一律 70,000 円を限度額とします。	令和 3 年 4 月～	https://www.town.aridagawa.lg.jp/top/sinseisho/seikatukannkyou/3788.html	環境衛生課 0737-22-3282

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
岡山県	岡山市	岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業	補助金	<ul style="list-style-type: none"> 市内の事業所に補助対象機器を設置する法人または個人事業者であって、岡山市環境パートナーシップ事業グリーンカンパニー活動の登録事業者 上記の者が事業活動を営む貸しビル等へ補助対象機器を導入する貸しビル等の所有者 上記の者に補助対象機器を貸与するリース事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム(自家消費型) 1/5 上限 100 万円 太陽熱利用システム 1/3 上限 50 万円 	令和3年5月7日～	https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016253.html	環境保全課 地球温暖化対策室 086-803-1282
岡山県	倉敷市	中小企業者に係る省エネルギー設備等導入促進事業	補助金	中小企業者 指定の省エネルギー設備(太陽光発電含む)	1/3 上限 300 万円	令和3年4月1日～	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/cyusyou/	地球温暖化対策室 086-426-3394
山口県	県	省・創・蓄エネ関連設備整備資金	融資	<ul style="list-style-type: none"> ①省エネルギー関連設備(照明、給湯、空調等の効率化または断熱性能の向上を目的とした設備、もしくは、燃料関連設備、熱電併給設備で、温室効果ガス(CO₂換算)が既存設備比で10%以上削減できるもの) ②創エネルギー関連設備(再生可能エネルギーを利用した発電設備または熱利用設備(全量売電を目的とした設備を除く)) ③蓄エネルギー関連設備(蓄電池、燃料電池、V2B等の電力等のエネルギーを蓄え、必要に応じて利用可能な設備) 	【融資限度額】 5,000 万円/件 【償還方法】 10 年以内 【融資利率】 年 1.0%(固定)	令和3年6月1日～令和4年3月31日	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15500/yushi/yuushi.html	環境政策課 083-933-2690
徳島県	県	自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付制度	融資制度(金融機関による融資)	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備、太陽熱利用設備を含む自然エネルギー等設備の導入経費他 中小企業者の方 県内に事業所を有し、原則として6ヵ月以上引き続き同一事業を営んでいる方 県税を滞納していない方 	<ul style="list-style-type: none"> ①融資額 1 億円(発電出力により 2 億円) ②融資利率 1.7%以内(10年)(発電出力により 1.9%以内(15年))※保証協会の保証を付けない場合は、融資利率に+0.3%上乗せ。 ③保証料率 0.62%以内 	通年	https://www.pref.tokushima.jp/jigyosyanokata/kurashi/shizen/5007685	グリーン社会推進課 088(621)2209
愛媛県	県	環境保全資金融資	融資	中小企業・組合	融資限度: 50(百万円) 融資期間: 10 年以内(据置期間 1 年を含む) 返済方法: 原則として分割弁済 利率: 年率 1.70% ただし、温暖化対策に資する事業は年 0.50% 担保・保証: 取扱金融機関所定の扱いによる	令和3年4月1日～令和4年3月31日	https://www.pref.ehime.jp/kankyoku/khp/theme/other/yuusis_eido.html	県民環境部環境局 環境政策課 温暖化対策グループ 089-912-2349 kankyoku@pref.ehime.lg.jp

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
熊本県	相良村	先端設備等導入計画	補助金以外	工業会証明書の取得が可能な設備等を新規取得する事業者	生産性向上特別措置法に基づき、村の認定が受けられた場合固定資産税の優遇措置等が受けられる。	平成 31 年 4 月以降		産業振興課振興係
宮崎県	県	宮崎県中小企業融資制度	設備設置及び運転式に係る融資	みやざき成長産業育成貸付環境産業及びエネルギー産業に関する事業を行う中小企業者及び組合	【融資限度額】 設備・運転資金合計で 5 千万円 【償還期間】 15 年以内(据置 1 年半以内) 【融資利率】 10 年間固定: 年 0.8% 以内 固定期間終了後: 金融機関所定金利 【保証料率】 年 0.40% ~ 年 1.50%	通年	http://202.75.8.137/keieikinyushien/shigoto/c/hushokigyoo/20171205162620.html	商工政策課 経営金融支援室 (0985)26-7097
鹿児島県	県	鹿児島県自立・分散型エネルギー導入支援事業費補助金	補助金	【県内事業者】 県内に事業所を置く企業、法人格を持った団体。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人及び国の出資または費用負担の比率が 50% を超える団体は除く。 県内に事業所を置く青色申告を行っている個人事業主。 【福祉施設等】 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する事業の用に供する県内の施設を有する事業者。 医療法(昭和 23 年法律第 206 号)第 1 条の 5、第 1 条の 6、及び第 2 条第 1 項に規定する県内の施設を有する事業者。 【補助要件】 太陽光及び蓄電池の同時設置 発電出力 5kW 以上 蓄電池容量 5kWh 以上	【県内事業者】 補助率 1/3 上限 2,000,000 円 【福祉施設等】 補助率 1/2 上限 3,000,000 円	R3	R3.7.1 から県ホームページへ掲載予定	エネルギー政策課

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
鹿児島県	鹿児島市	太陽光 de ゼロカーボン促進事業補助金	補助金	市税の滞納がなく、鹿児島市内に本社・営業所を有する事業者が設置する場合で、次の要件を満たす者。ただし、これまでに対象システムの設置に際し、市から補助金を受けている場合を除く。 【事業所】 太陽光発電システムを自ら所有する建物に自らが使用する目的で設置する市内の事業者	事業所(環境管理事業所でない事業所) 20,000 円/kW 上限 400,000 円 (20kW 以下) 環境管理事業所 40,000 円/kW 上限 800,000 円 (20kW 以下)	H28 (太陽光補助は H16 ～)	https://www.city.kagosima.lg.jp/kankyo/kankyo/saiene/zeroenehojyo.html	再生可能エネルギー推進課
鹿児島県	薩摩川内市	地球にやさしい環境整備事業補助金	補助金	下記の 5 つすべてを満たしている者 ・自ら居住・使用する住宅・事務所等に太陽光発電設備を設置する予定の者(個人、法人等)。又は自ら居住・使用するために太陽光発電設備の設置済み建売住宅・事務所等を購入する予定の者。 ・市内の施工業者により太陽光発電設備を設置する予定の者。 ・補助金の完了報告書提出の日までに、自ら居住、又は事務所の使用を始めている者。 ・市税等を滞納していない者。 ・蓄電池システムを設置し、非常時等に市民への電源供給に協力できること	20,000 円/kW 上限 10 万円 (10kW 未満)	H23～	https://jisedai-energy-satsumasendai.jp/information/18597/	産業戦略課
鹿児島県	奄美市	奄美市大規模太陽光発電設備設置促進事業	減税	・大規模太陽光発電設備(発電出力 500kW 以上)の設置に要する土地を所有する者。(ただし、大規模太陽光発電設備を設置する土地が複合的な用途に使用される場合を除く。) ・大規模太陽光発電設備に係る家屋及び償却資産を所有する者。 ・2013 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日までに設置された大規模太陽光発電設備。新たに課税されることとなる年度以後 5 年度分を限度とする。	固定資産税の課税額の 100 分の 50 を減額。	2013.4.1～ 2023.3.31	奄美市のホームページ(例規集)に記載。	商水情報課